

国保で人間ドック検診費用の一部を助成しています

◎補助の対象

- ① 日野町国民健康保険に加入している方
- ② 年齢が満35歳以上75歳未満の方（老人保健対象者は除く）
- ③ 日野町国民健康保険税を滞納していない方
- ④ 検診結果を提出できる方

◎補助金額

人間ドック検診に要した費用の2分の1（上限2万円）



補助金を受けようとする方は、検診を受ける前に必ず、役場住民課保険年金担当までご相談ください。予算の範囲内で補助しますので、事前に相談がないと、申請どおり交付できない場合があります。あらかじめご了承ください。

◆特定健康診査の開始により

平成20年度より「特定健康診査」が実施されることに伴い、特定健康診査で行わなければならない健診項目の受診および検診結果の提出がない場合は、助成の対象になりませんのでご注意ください。不明な点があれば、住民課保険年金担当までお問い合わせください。

70〜74歳の方の窓口負担について

70〜74歳の方が、医療機関で治療を受けたときにお支払いいただく窓口負担についてお知らせします。



●平成20年4月から平成21年3月までの間、医療費の窓口負担が1割に据え置かれます。

3月中に、新しい高齢受給者証を送付します。

※3割負担の方は除きます。

※平成18年の制度改正において、70〜74歳の方の窓口負担について、平成20年4月から2割負担に見直すことされていたものを据え置くものです。



◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当

☎ 6571 有線 7784

ご存じですか？成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方は、財産を管理したり、さまざまな契約を結んだりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であつても判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害に遭う恐れもあります。

成年後見制度とは、判断能力が十分でない方の自己決定を手助けし、本人の自立生活を支援しようとする制度で、**法定後見**（後見・保佐・補助）と**任意後見**があります。

★**法定後見**は、生活に必要な

な判断力が十分でなく、法律行為や財産管理をしづらい状態の方に対し、本人の判断能力を補い、本人を保護・支援する制度です。

★**任意後見**は、現在判断能力のある方が、将来認知症などで判断できなくなるときに備え、あらかじめ財産管理をしてくれる人やその内容を決めておく制度です。

権利侵害に遭うことなく、安心して地域で暮らし続けるために、成年後見制度の活用を考えてみてはいかがでしょうか。

お気軽にご相談ください。



◆相談の窓口

* 日野町地域包括支援センター（保健センター内）

☎ 6001 有線 1148

* 日野町社会福祉協議会

☎ 1219 有線 6050